

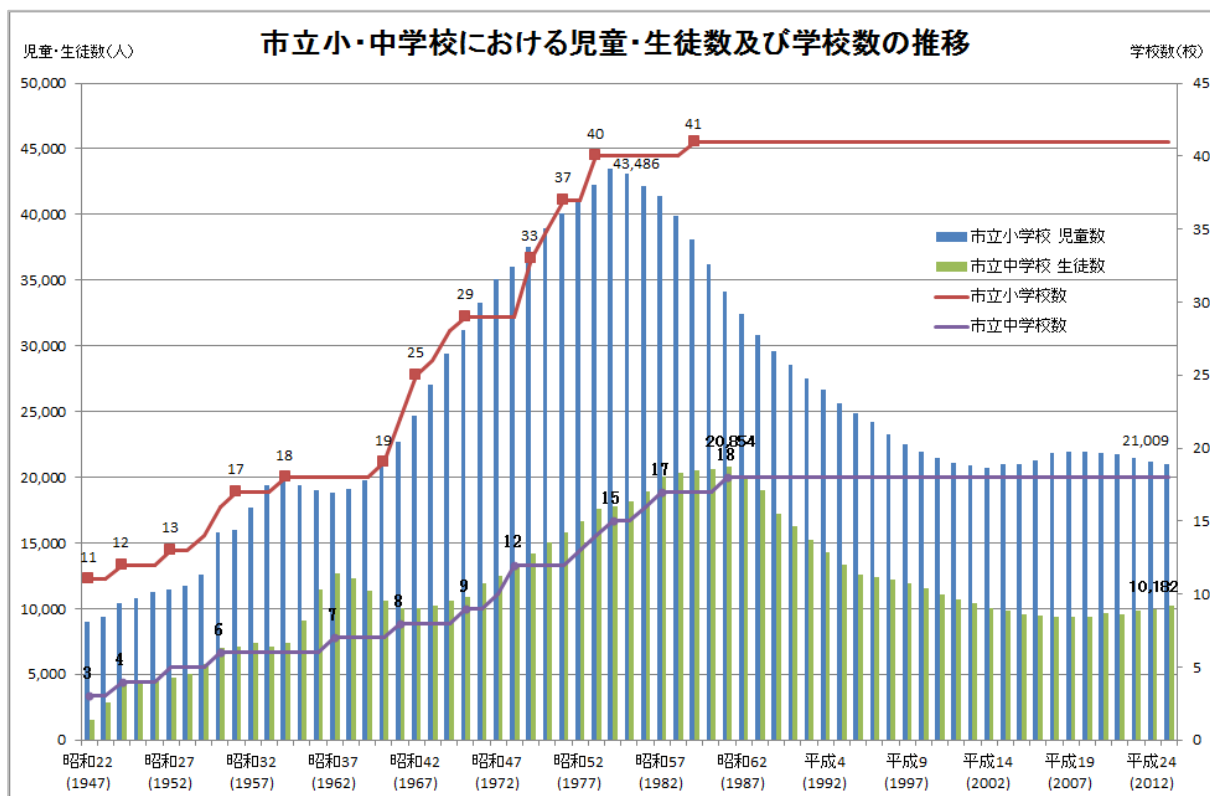
= 資 料 編 =

資料編に掲載している平成 26 年度(2014 年度)以降の児童・生徒数、学級数等は、平成 25 年(2013 年)5 月 1 日現在の数値をもとに作成した将来推計によるものです。

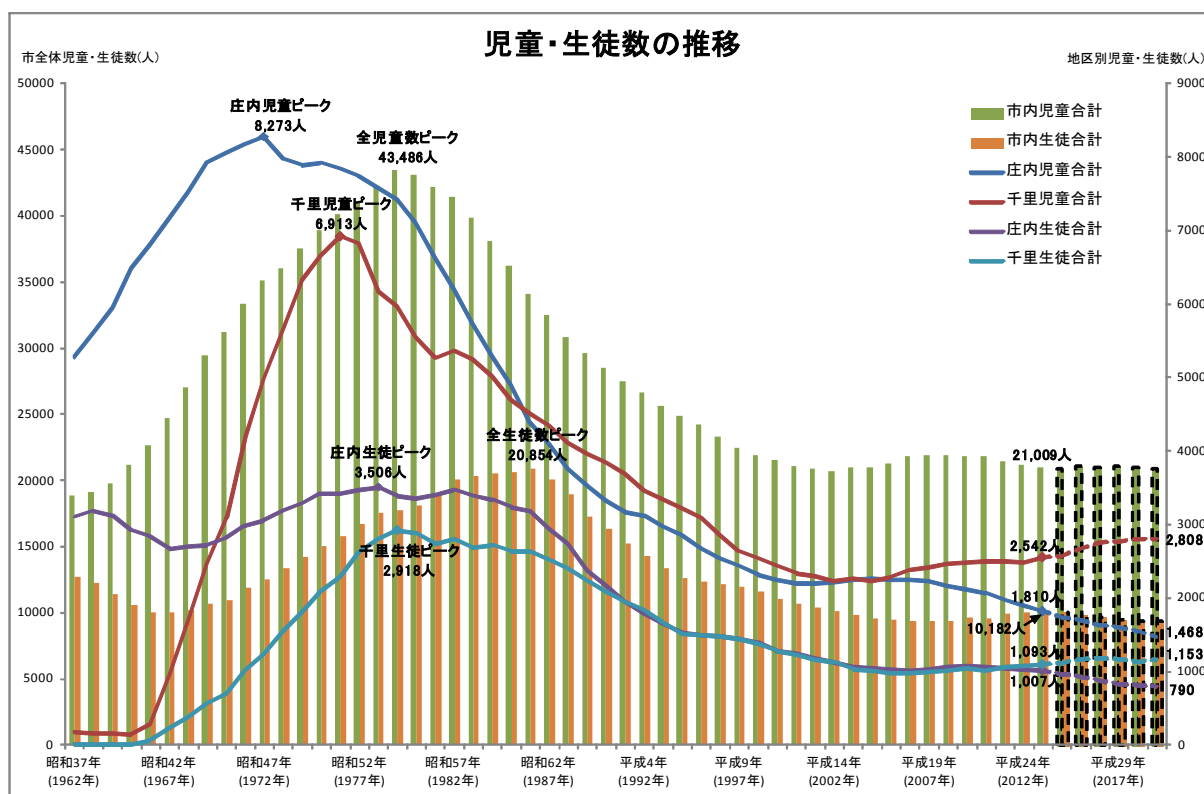
目 次

図表 1	市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移	1
図表 2	豊中市及び庄内地域、千里地域における児童・生徒数の推移	1
図表 3	市立小学校 1 校あたりの児童数及び学級数の推移	2
図表 4	市立中学校 1 校あたりの生徒数及び学級数の推移	2
図表 5	南部地区の児童数、学級数の現状と推計	3
図表 6	南部地区の生徒数、学級数の現状と推計	3
図表 7	南部地区の小・中学校及び通学区域	4
図表 8	平成 25 年度(2013 年度)庄内地域における各小学校の進学割合	4
図表 9	調整区域(稲津町 1～3 丁目)	5
図表 10	稲津町 1～3 丁目に居住する児童の通学先小学校の内訳	5
図表 11	千里地区の児童数、学級数の現状と推計	6
図表 12	千里地区の生徒数、学級数の現状と推計	6
図表 13	千里地区の小・中学校及び通学区域	6
図表 14	南丘小学校及び東泉丘小学校の通学区域	7
図表 15	蛍池・刀根山地区の児童・生徒数、学級数の現状と推計	7
図表 16	蛍池・刀根山地区の小・中学校及び通学区域	8
	関係法令等(抜粋)	9

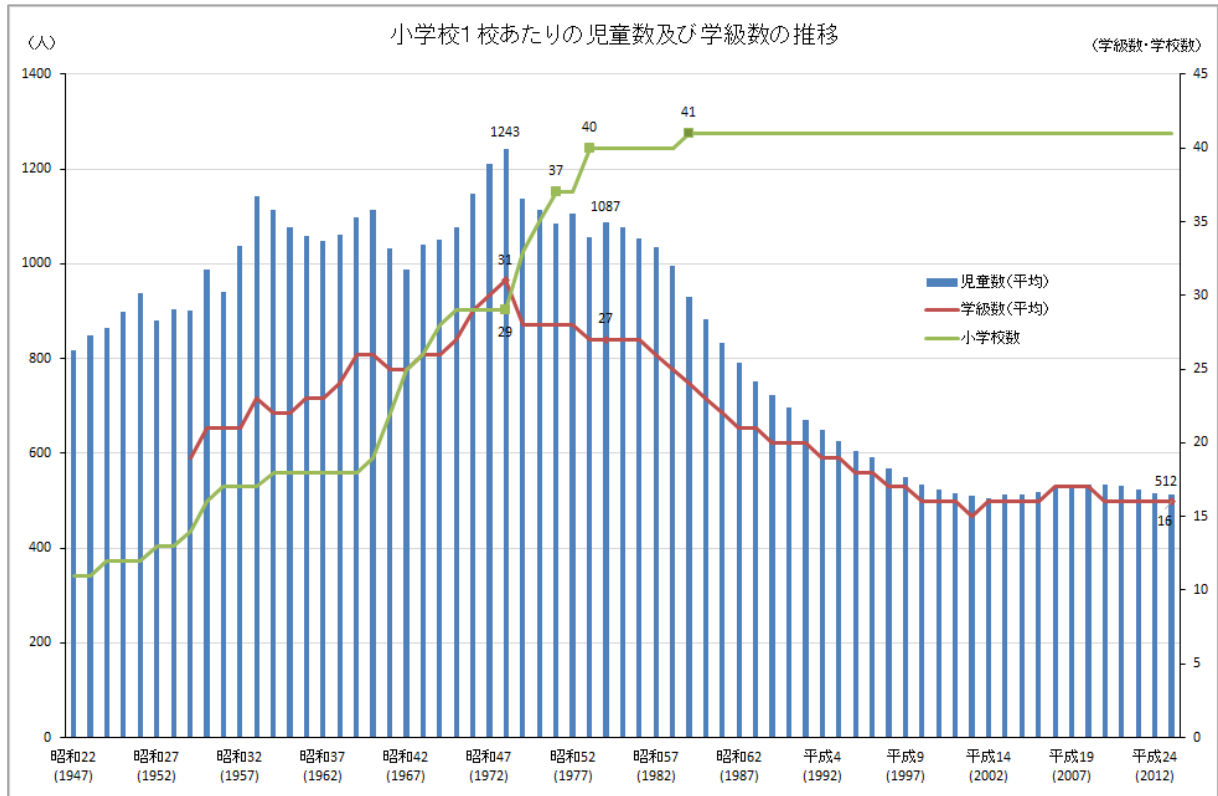
図表 1 市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移



図表 2 豊中市及び庄内地域、千里地域における児童・生徒数の推移

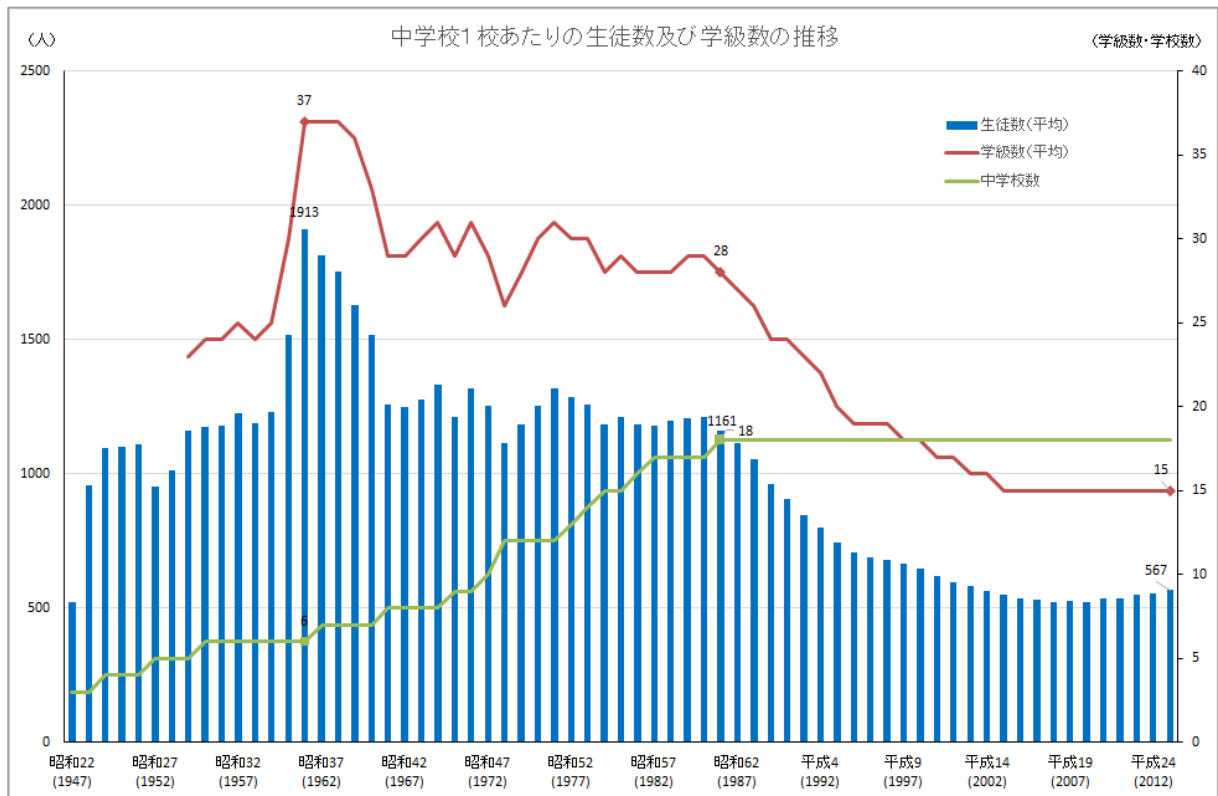


図表 3 市立小学校1校あたりの児童数及び学級数の推移



※図表中の学級数は、通常学級の数を示す。

図表 4 市立中学校1校あたりの生徒数及び学級数の推移



※図表中の学級数は、通常学級の数を示す。

図表 5 南部地区の児童数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
庄内小学校	246人	242人	229人	209人	207人	185人	188人
	10学級	9学級	8学級	7学級	8学級	7学級	8学級
庄内南小学校	274人	269人	253人	252人	244人	233人	217人
	11学級	10学級	10学級	10学級	9学級	8学級	7学級
庄内西小学校	250人	244人	252人	238人	222人	220人	217人
	10学級	9学級	10学級	9学級	8学級	8学級	8学級
野田小学校	416人	377人	366人	349人	351人	349人	305人
	14学級	13学級	13学級	13学級	13学級	13学級	12学級
島田小学校	260人	257人	242人	224人	229人	227人	224人
	11学級	10学級	10学級	9学級	8学級	9学級	9学級
千成小学校	364人	348人	352人	350人	339人	325人	317人
	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級
小曽根小学校	328人	305人	309人	296人	291人	265人	266人
	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	11学級	10学級
豊南小学校	252人	251人	252人	254人	261人	255人	249人
	11学級	10学級	9学級	10学級	10学級	10学級	10学級
高川小学校	270人	255人	254人	256人	262人	271人	276人
	11学級	8学級	8学級	9学級	10学級	11学級	11学級

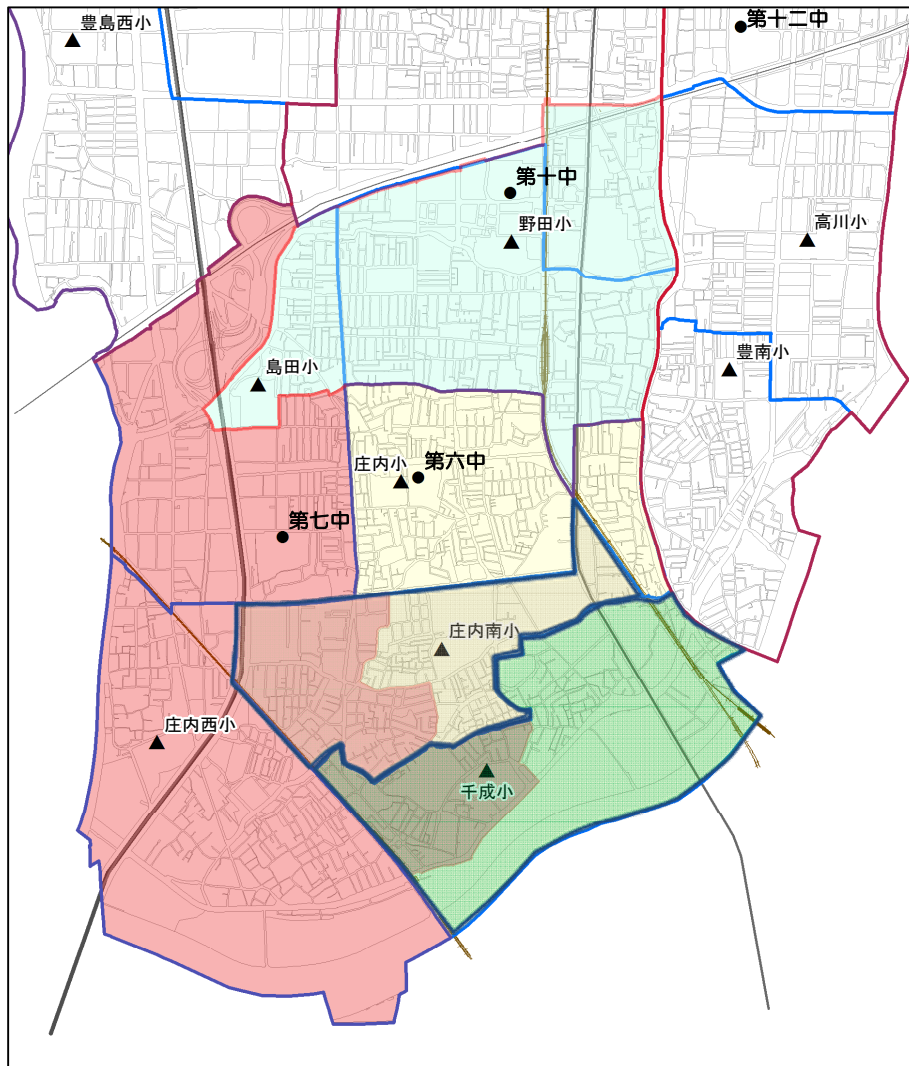
※上段は児童数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。網掛けはクラス替えができない学年が存在することを示すもの。

図表 6 南部地区の生徒数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
第六中学校	369人	348人	315人	306人	287人	293人	284人
	11学級	10学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
第七中学校	362人	356人	357人	339人	323人	315人	293人
	10学級	10学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
第十中学校	276人	263人	250人	234人	210人	197人	213人
	9学級	9学級	8学級	7学級	6学級	6学級	7学級
第十二中学校	490人	479人	450人	410人	375人	380人	382人
	14学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級

※上段は生徒数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。

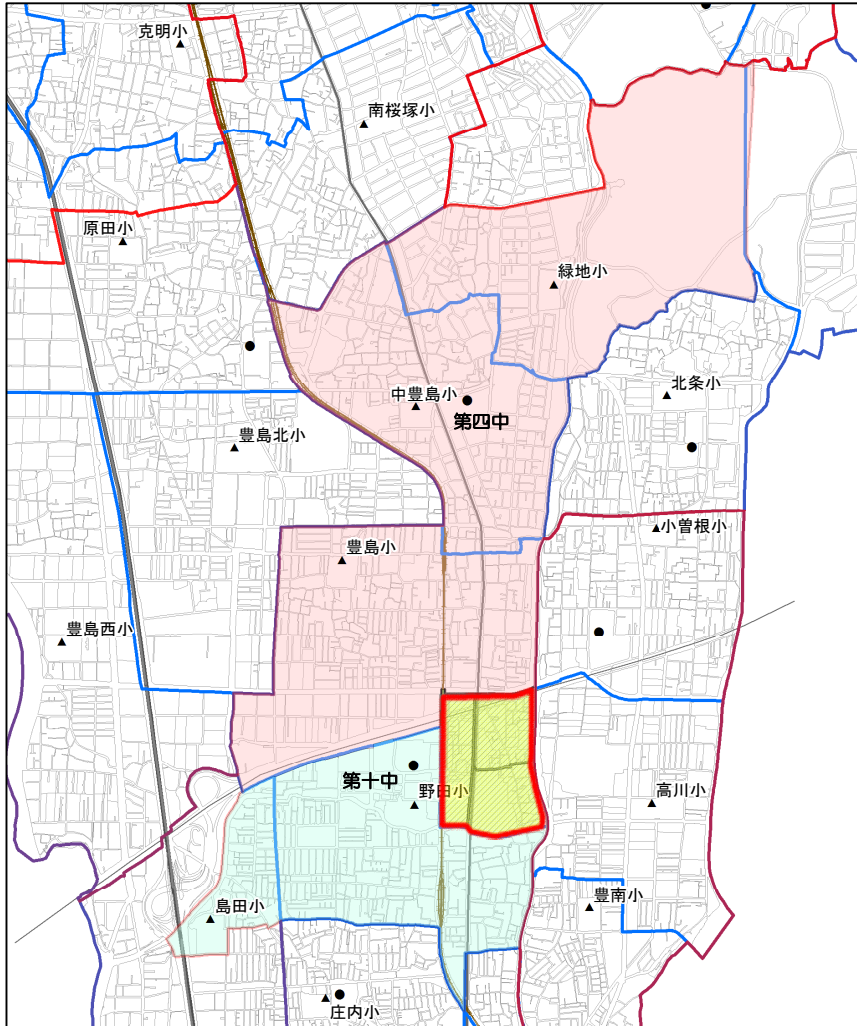
図表 7 南部地区の小・中学校及び通学区域



図表 8 平成 25 年度(2013 年度)庄内地域における各小学校の進学割合

学校名	小学校(進学割合)	入学者数(人)	割合(%)	分割校	進学先中学校	入学者数(人)	割合(%)	割合の幅(%) (H23~H25)
第六中学校	庄内小学校(全部進学)	46	39.3	庄内南小学校	第六中学校	20	38.5	38.5~41.7
	庄内南小学校(分割進学)	20	17.1		第七中学校	32	61.5	
	千成小学校(分割進学)	51	43.6					
第七中学校	庄内南小学校(分割進学)	32	25.8	千成小学校	第六中学校	51	77.3	77.3~84.5
	庄内西小学校(全部進学)	52	41.9		第七中学校	15	22.7	
	島田小学校(分割進学)	25	20.2					
	千成小学校(分割進学)	15	12.1					
第十中学校	野田小学校(全部進学)	66	76.8	島田小学校	第七中学校	25	62.5	62.5~67.9
	島田小学校(分割進学)	15	17.4		第十中学校	15	37.5	
	豊島小学校(調整区域)	5	5.8					

図表 9 調整区域(稲津町1~3丁目)



※市内唯一の調整区域である稲津町1~3丁目については、豊島小学校、第十中学校が指定校であるが、入学（転入学）当初に希望する者は野田小学校に、また豊島小学校を卒業した者は第四中学校に、それぞれ指定校の変更が認められている。

図表 10 稲津町1~3丁目に居住する児童の通学先小学校の内訳

	平成21年度 (2009年度)		平成22年度 (2010年度)		平成23年度 (2011年度)		平成24年度 (2012年度)		平成25年度 (2013年度)	
豊島小学校	51人	50.5%	40人	43.0%	39人	45.3%	37人	39.4%	34人	34.7%
野田小学校	50人	49.5%	53人	57.0%	47人	54.7%	57人	60.6%	64人	65.3%

図表 11 千里地区の児童数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
北丘小学校	238人	224人	240人	249人	266人	274人	285人
	9学級	7学級	8学級	8学級	9学級	10学級	10学級
東丘小学校	444人	454人	459人	482人	483人	495人	512人
	14学級	14学級	15学級	16学級	16学級	16学級	17学級
西丘小学校	475人	516人	561人	609人	603人	599人	599人
	15学級	16学級	18学級	20学級	19学級	19学級	18学級
南丘小学校	193人	179人	207人	210人	212人	218人	229人
	7学級	6学級	7学級	8学級	8学級	8学級	8学級
新田小学校	590人	625人	632人	632人	639人	650人	623人
	19学級	19学級	19学級	19学級	20学級	21学級	19学級
新田南小学校	602人	565人	543人	533人	518人	499人	494人
	18学級	18学級	18学級	17学級	16学級	16学級	17学級
東泉丘小学校	752人	777人	797人	786人	866人	890人	906人
	22学級	23学級	23学級	22学級	26学級	26学級	26学級

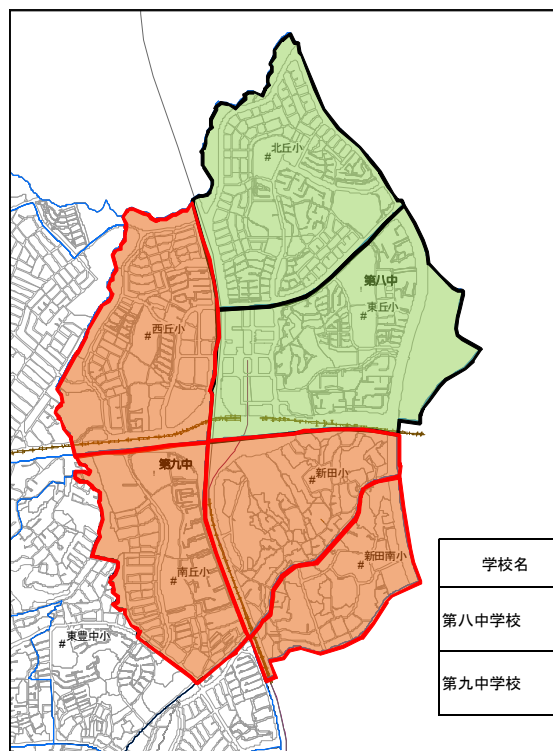
※上段は児童数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。網掛けはクラス替えができない学年が存在することを示すもの。

図表 12 千里地区の生徒数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
第八中学校	237人	234人	296人	318人	324人	289人	280人
	7学級	7学級	9学級	10学級	10学級	9学級	9学級
第九中学校	856人	879人	856人	848人	824人	834人	855人
	22学級	23学級	22学級	22学級	22学級	23学級	24学級

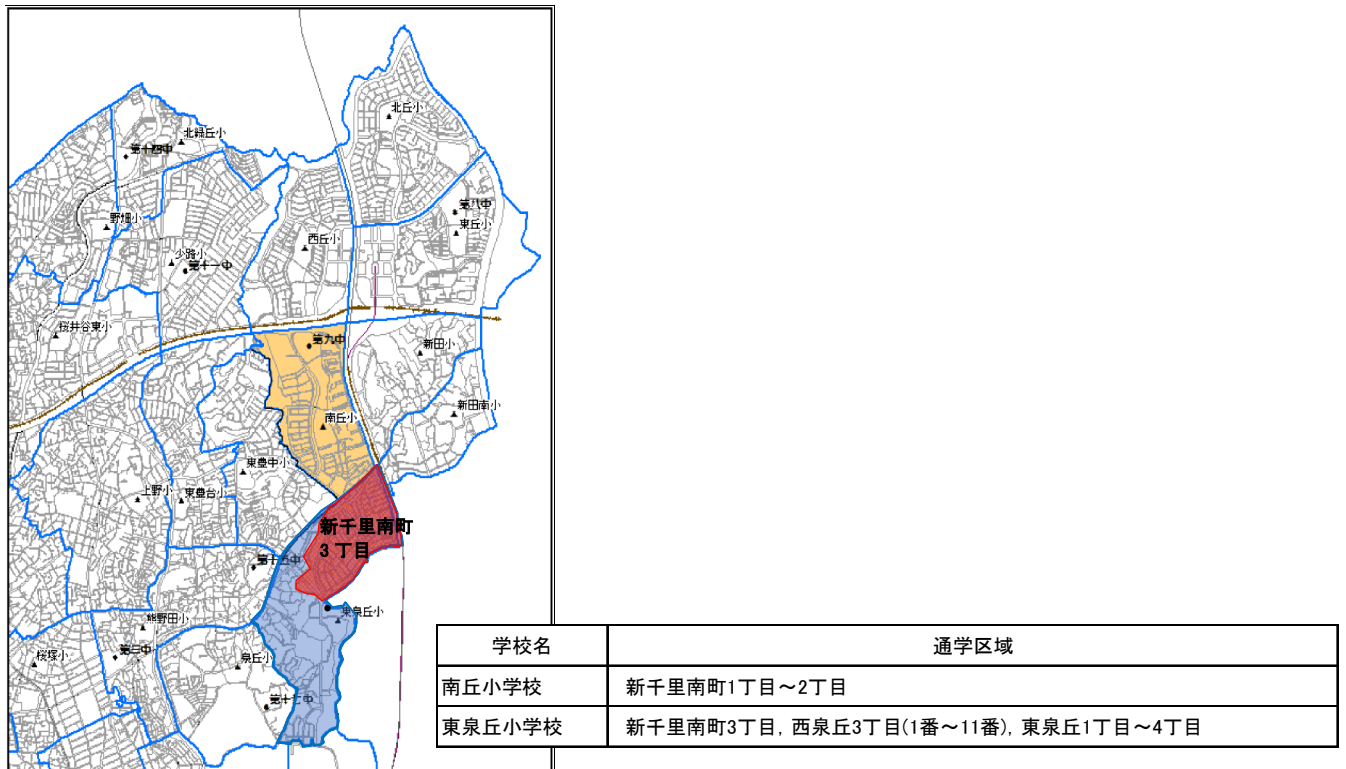
※上段は生徒数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。

図表 13 千里地区の小・中学校及び通学区域



学校名	通学区域
第八中学校	〔北丘小学校通学区域〕〔東丘小学校通学区域〕 新千里北町1丁目～3丁目、新千里東町1丁目～3丁目
第九中学校	〔新田小学校通学区域〕〔新田南小学校通学区域〕〔西丘小学校通学区域〕〔南丘小学校通学区域〕 上新田1丁目～4丁目、新千里西町1丁目～3丁目、新千里南町1丁目～2丁目

図表 14 南丘小学校及び東泉丘小学校の通学区域

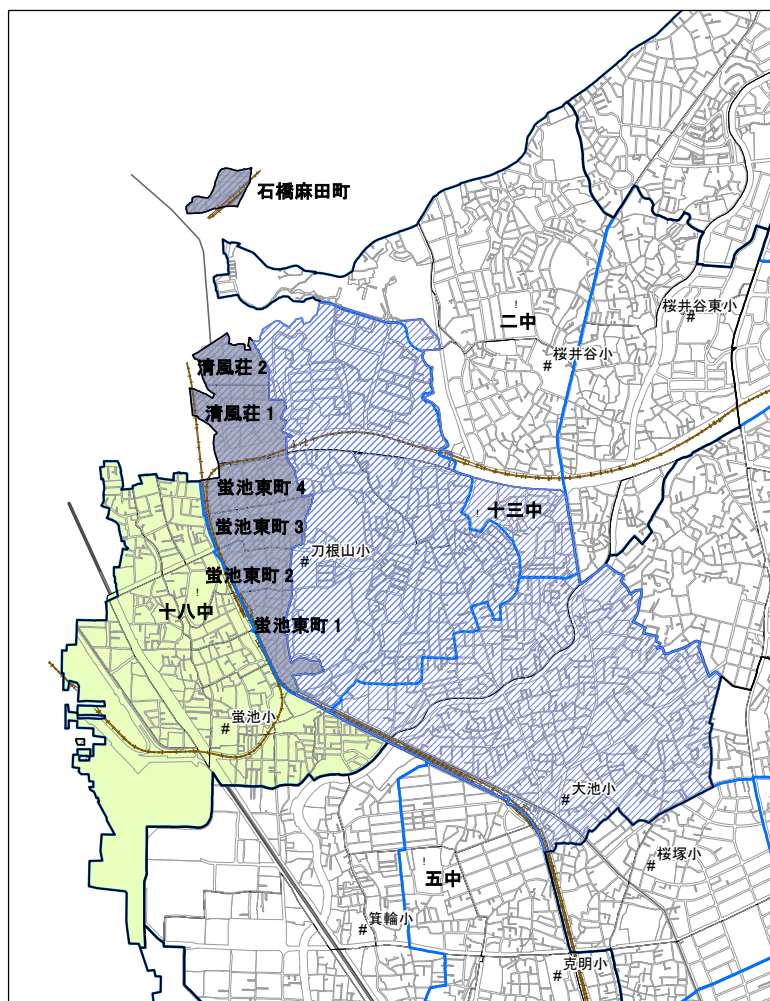


図表 15 蛭池・刀根山地区の児童・生徒数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
蛭池小学校	440人	439人	422人	412人	410人	403人	392人
	13学級	13学級	13学級	12学級	12学級	12学級	13学級
刀根山小学校	727人	727人	757人	776人	823人	810人	808人
	21学級	21学級	22学級	23学級	24学級	24学級	24学級
第十三中学校	629人	663人	681人	635人	603人	609人	653人
	16学級	18学級	18学級	17学級	17学級	17学級	18学級
第十八中学校	281人	279人	267人	285人	270人	268人	268人
	8学級	8学級	8学級	9学級	9学級	9学級	9学級

※上段は児童数(小学校)、生徒数(中学校)、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。

図表 16 螢池・刀根山地区の小・中学校及び通学区域



学校名	通学区域
螢池小学校	螢池北町1丁目～3丁目, 螢池中町1丁目～4丁目, 螢池西町1丁目～3丁目, 螢池南町1丁目～3丁目
刀根山小学校	石橋麻田町, 清風荘1丁目～2丁目, 刀根山1丁目～6丁目, 刀根山元町, 螢池東町1丁目～4丁目, 待兼山町(2番～19番)
第十三中学校	[大池小学校通学区域] [桜井谷小学校通学区域の一部] [刀根山小学校通学区域の一部] 柴原町1丁目～2丁目, 千里園1丁目～3丁目, 刀根山1丁目～6丁目, 刀根山元町, 本町1丁目～9丁目, 待兼山町(2番～19番)
第十八中学校	[螢池小学校通学区域] [刀根山小学校通学区域の一部] 石橋麻田町, 清風荘1丁目～2丁目, 螢池北町1丁目～3丁目, 螢池西町1丁目～3丁目, 螢池中町1丁目～4丁目, 螢池東町1丁目～4丁目, 螢池南町1丁目～3丁目

関係法令等(抜粋)

○ 学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ (同条は、同規則第七十九条の規定により、中学校に準用)

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

第二項及び第三項 (省 略)

○ 学校教育法施行令

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(略)のうち、認定特別支援学校就学者(略)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。)が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第三項 (省 略)

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの(認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。)

第二号から第七号まで (省 略)